

## 仕様書

### 1 業務名

岩倉４８号線他砂利舗装修繕業務

### 2 業務目的

路面に段差や水溜りが発生している砂利舗装を修繕し、道路利用者の安心安全を確保するもの。

### 3 履行期限

令和８年８月３１日まで

### 4 履行場所

- (1) 左京区岩倉長谷町地内 岩倉４８号線
- (2) 左京区修学院大林町地内 修学院里００４１号

### 5 業務範囲

別紙参照（箇所図、写真）

### 6 業務内容

- (1) 岩倉４８号線について、下水道マンホールとその周囲の路面との段差をできるだけ解消するよう、砂利舗装材を補充転圧すること。
- (2) 修学院里００４１号について、東側に駐車場が面する範囲における路面のすり減り沈下及び水溜まりの発生をできるだけ抑制すよう、砂利舗装材を補充転圧すること。
- (3) 別紙写真を参照すること。
- (4) 砂利舗装材について、現場条件に適した規格の砂利・砕石を選定し、本市担当職員の承諾を得たうえで使用すること。修学院里００４１号について、車両の走行を考慮した耐久性向上の方策（例：少量のセメント混合等）を検討し、本市担当職員と協議すること。
- (5) 施工に先立ち、既設路面にある浮石及びその他の有害物を除去すること。修学院里００４１号について、一定厚さで既設舗装材のすき取りを行うこと。
- (6) 着手前、施工中、完成後の写真を提出すること。

### 7 支払条件

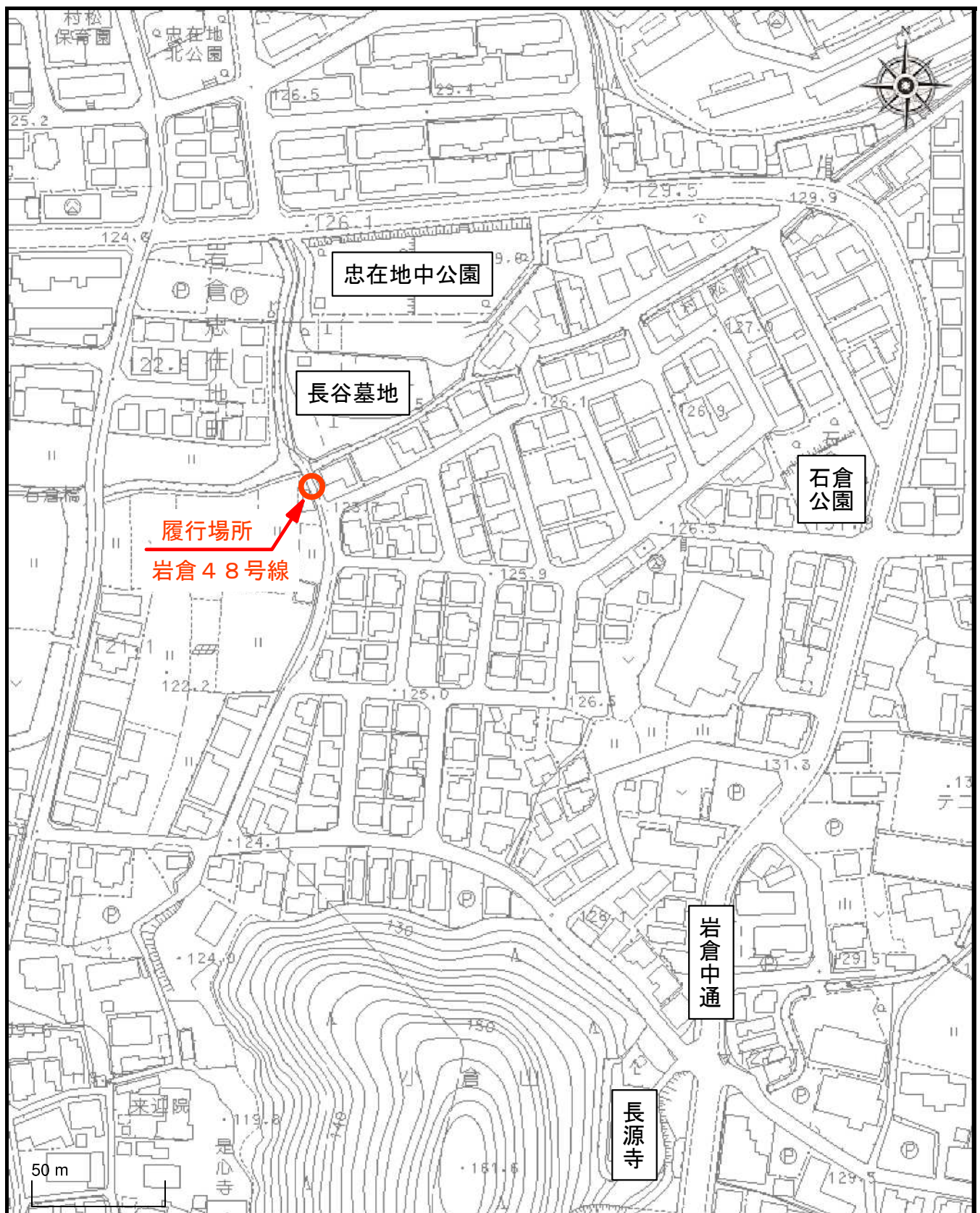
業務完了後、履行場所（業務範囲）において適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。

### 8 特記事項

- (1) 作業に要する材料費、労務費、車両運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は本業務に含む。

- (2) 業務に伴い発生した廃棄物は適正に処理するものとし、運搬費及び処分費は本業務に含む。
- (3) 道路利用者等の安全を確保し、適切な規制のうえ作業すること。道路規制に伴う道路使用許可は、受託者において取得すること。
- (4) 作業実施者の安全管理は、受託者の責任において行うこと。
- (5) 作業時間は原則として平日の午前 9 時から午後 5 時までとする。
- (6) 近隣住民へ工事ビラ等にて周知すること。
- (7) 問題が生じた場合は、速やかに本市担当職員に連絡すること。事故等により第三者や他の工作物に損害を与えた場合は、受託者の責任において対応すること。

# 箇所図



# 箇所図

